

INTERVIEW：インタビュー

東京弁護士会 前年度会長

富田 秀実 会員

恒例のLIBRA 東弁前会長インタビューです。2020年度は、コロナ禍という未曾有の事態で始まった1年間でした。会の運営を継続させるために、なにをどう考えて対応してきたのか、その中でどのように政策を進めてきたのか、富田秀実前年度会長に激動の1年を振り返っていただきました。

聞き手・構成：佐藤 顕子



—— 1年間、本当にお疲れさまでした。振り返って、どのような1年でしたか。

1年間を通して思うと、コロナ感染拡大の中での会の運営、まさしくそのような感想が出てきますね。

任期が始まる前の3月後半から新型コロナウイルスの感染が拡大し始めて、4月に入ってちょうど1週たった4月7日に緊急事態宣言が発出され、すぐに会館がほぼ閉鎖されるという、最初からそういう状態の中でのコロナ対応が始まりました。

年が明けて再び1月7日に緊急事態宣言が発出され、それが3月まで続き、本当に終盤までずっと見るとコロナの対応の中で1年間が過ぎたと、その中で会の運営という感想、印象としてはそんな感じですね。

—— コロナ禍の会運営として、特に重視した取り組みはどのような点になりますか。

4月に緊急事態宣言が発出されて、私を含めた役員はすぐにどのような対応をするか、様々な議論や検討をしました。会館がほぼ閉鎖され、どこまで続くか分からないような状況の中で、当会としてどういう基本方針を持って機能的に対応するかを議論して、その中で職員や会員への感染防止対策をまずすると、感染させないように鋭意に対応することを考えました。

次に、会務活動や会員サービスなどをどうやって継続していくかということを考え、あわせて弁護士会が緊急事態宣言の発出された社会全体の中で、どのよ

うな果たすべき役割があるかということで、いわゆる社会生活上の医師としての役割が弁護士にあるだろうと、それをできるような体制を整えると。これをまず基本的な考えとしてやろうということで、4月のスタートから検討、議論をしながら方向性を決めて始めました。その中で具体的な政策をひとつひとつやっていったという流れになります。

会館が5月いっぱいまでほぼ閉鎖されていたので、多くの会員は会館に来られない状態になっていました。感染防止策として職員の方に時短を継続しながら3割前後ぐらいを在宅勤務にして、会務活動や会員サービスは継続できるようにしました。

あとは法律相談。東京三会の法律相談センターも止まって動かなかったので、当会で電話相談などできるところからやっていくというような対応をして、最初の頃から中小企業法律支援センターの電話相談などを含めて対応できるようなシステムを構築していきました。最初のきっかけとしては、東京新聞で東京三会の法律相談センターが止まったという報道をされたことがありました。

—— 4月の緊急事態宣言直後の「東京3弁護士会 相談センター 休止」「人権の砦 今こそ出番では」という報道記事*1のことですね。会としてどのように対応されたのですか。

新聞で見ても、また取材があって、ちょっと待てと、いきなりそういう報道が出たので、これはちょっと問

題だと。少なくとも当会では電話やウェブやFAXによって法律相談の対応を継続できる体制を整えていたので、あらゆる相談窓口を休止して社会生活上の医師としての役割を放棄したかのような新聞報道で間違った印象を一般の都民に与えることになる。当会がしっかり対応していることを発信しようということで4月24日に会長声明*2を出しています。この報道もあって、各担当副会長も含めて皆さん頑張ろうと、余計にね。会長声明を出そうということで、役員全員で作った一番最初の会長声明です。間違った印象を与えるその東京新聞の報道を打ち消すためです。

また、4月20日から7月22日まで、日弁連が全国統一ダイヤルによるCOVID-19の法律相談を実施しましたが、日弁連では、当初、緊急事態宣言下で電話受付の対応をする職員を確保できませんでした。そのため、当会が電話受付の対応を引き受けて、会員の協力により実施しました。当会が510号室を提供してそこで相談受付の電話対応をして、これにより全国の弁護士会に法律相談を配点することができるようになったのです。

—— 会務活動の継続という点では、ウェブ開催の拡充が大きかったのではないかと、これらの経緯についていかがでしょう。

4月に緊急事態宣言になって、会館がほぼ閉鎖されたことにより委員会も開催できない、研修もできないわけです。4月は第1回委員会で委員長を決めたりするのですが、それが開催できない。とりあえず必要な議題はZoomの利用も各委員会には一応提案して、開催してもらいました。

ただ、正規の出席にならない。4月から、正式にウェブで委員会ができるように組み立てるということで、どれを使うかと。何種類もあったのでどれがいいかを検討した上で「Zoom」がいいだろうと。あとは委員会の議事規則を改正するというので進めていきました。4月からそういう動きをして5月ぐらいには改正案を確定して、常議員会に出せるように準備して6月に提案して議事規則の改正ができました。これにより

Zoomによる委員会への出席が正規の出席とみなされることになりました。

—— 職員の感染防止対策やテレワークはどのような状況でしたか。

最初の緊急事態宣言下では、職員の短縮勤務や一部の職員を在宅勤務としましたが、秋頃から職員が自宅に持っていけるパソコンを買うなどテレワークをできる体制の整備をして試行的にやり始めました。

今では、課によって2～3割程度はテレワークをやれていると思います。職員の人たちは、コロナ禍が拡大するなか、仕事をちゃんとしていただきながらも、最初から、感染防止策もきっちり徹底し、注意深く過ごしていただいていたということは素晴らしいと思います。

感染防止用のアクリル板とか必要な物は、かなり早めに注文して入手しています。当会は早く、もう4月の段階で考えて、そのような準備を始めていました。

—— あらゆるイベントが中止になり、総会の開催は延期になるなど、開催時期については苦労されたのではないのでしょうか。

定期総会は5月26日に予定していたけど、緊急事態宣言中だから当然延期をして。その当時は、暫定予算が3カ月間しかないから6月中に開催したいということでいろいろ考えました。6月30日に一弁が倫理研修をやる予定のものを中止するという情報をつかんで、それで話をして同日のクレオを確保して、定期総会をセットしました。緊急事態宣言が解除されてひと月後ぐらいの感染者の人数も少し収まったような時期でした。そこでセーフということで予算が承認されました。

7月30日に予定していた臨時総会も、当時の感染拡大の状況をみて、ここで無理して定足数200人集めるのは避けようということで延期しました。このときに予定していた総会委任状の受任個数を増加する議案は、「死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議」案とともに併せて提案し、9月24日の臨時総会で承認されました。

* 1：東京新聞2020年4月10日参照

* 2：「新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の影響を受ける市民及び事業者の皆様への支援を表明するとともに、より相談しやすい法律相談体制の構築を目指す会長声明」

—— 死刑制度の廃止に向けた決議については、様々な意見があったと。

死刑の問題は、いろいろな立場から、決議に対する反対運動がかなり激しくなっていました。だから、十分議論を尽くしてもらった上で採決をしました。途中で打ち切りとかそういうのをせずに、最後まで議論をしました。死刑の決議は、前年度3月に総会を開催できなかったから、それを次年度の我々執行部が引き受けた形です。我々も当会は死刑制度廃止に向けまずは死刑執行停止を求める決議をすべきと考えていたから、それは決意を持って取り組みました。

—— コロナ対応に関して、今後の課題という点ではいかがでしょう。

まずはウェブで委員会が開催できるようになりました。同時に、Zoomを使ってウェビナーで研修もできるようになりました。夏期合研もすべてZoomでやって延べ1000人以上が集まったから、大成功といえると思います。

たまたま前年度はコロナで大変だから、問題だから対応策としてやったんですけど、今後は、これが常態となって、積極的に利用しながら様々な組み立てができるのではないかと思います。

シンポジウムは講師に来てもらって、それを配信するなど、手段が増えてきました。リアルとウェブを同時にやれるから参加しやすくなる。これまで弁護士会館に来るのが難しかった会員にも積極的に参加してほしいと思いますね。

理事者会のウェブ参加もひとつの取り組みとしてはいいんじゃないかと思います。今後役員になる人に今後の理事者会の在り方を含めて検討してもらえばいいかなと思います。我々はそのまでは取り組まなかったんですけど、常議員会などはリアルじゃなくて参加できる方法も検討はできるのではないかと。総会もどうかという議論もありますが、なかなか難しいところです。少なくとも常議員会は十分可能性はあると思います。

—— そのほかの政策については、いかがでしょう。

正直に言って、前年度はコロナ対応で夏過ぎぐらいまでその対応。その対応がまず一番重要で、それに取り組んだと。そして7月には夏期合同研究があった。

我々としては、前年度の政策のための準備の活動が、夏ぐらいまで止まった状態でなかなか取り組めなかった。

だから、我々が当初に考えた政策等は夏過ぎぐらいから組み立ててやり始めたということで、非常に立ち上がりが遅かった。いくつかの重要テーマについて会員の皆さんに十分に伝える、説明する、議論してもらう、そういう時間があまりなくて、秋からの後半にかけていくつか提案をしたというような感じでしたが、皆さんは十分に理解されない……。そういうのがちょっと残念だったと思います。ある部分では問題提起と同時に今後の方向性について議論し、方向性はある程度つくったのではないかと思います。

ひとつはクォータ制ですが、これも具体的などころまでできればと思ったんですけど、なかなか難しく時間がなくて。今回ワーキングで議論されて当会の方向性として非常に前向きな議論がされていたので、ひとつの成果ではないかと思います。

北千住の物件の売却の件については、これもいろいろなところで時折話題にはなっていました。ただ正式に議論や検討をしたことはなく、財政改革実現ワーキングの答申書の中でも触れていた問題でもあるし、この機会に検討してみようという意見照会をしました。反対論も多く、まだ意見集約できるような状況ではないと、これもワーキングをつくって今後の方向性を議論してもらっています。

—— この1年、会長として印象に残っていること、やり残したと思うことをお聞かせください。

内部的には、執行部が危機感で一致団結して、非常にまとまりのいい信頼関係のある執行部ができました。これがとても素晴らしいことで、執行部がそれぞれの重要な課題に一丸となって取り組み実現できたのです。会員や職員の皆さんと一緒に。だから、コロナで懇親会といったものができなかったのが心残りだね。本当にそれが残念だなという思いです。

また、交流会を開いて、多くの若手と触れ合って懇親を深めながら「東弁」を語ろうと思っていたんですね。それができなかったことが残念ですね。重要なのは、「東弁」というのは日弁連を支えている中心的

な会であるということで、やはり当会は特に憲法や人権を重視してやっていく。だから、コロナ禍の今は、社会生活上の医師というのは、国民・市民に対する弁護士としての一番重要な役割だと。人権を守る。さらに弁護士として一番基本的なことをやり、それを支えていくことが当会の役割。あと会長声明やその都度談話、意見書も出しています。これもかなりの件数を発信しています。そういう「東弁」の今まで培った歴史、その良さ、そういうものを引き継いで継続してきちんと発信し、今後も「東弁」としてしっかりやってほしいと思っています。

—— 若手の会務活動という点では、どうあるのがいいとお考えですか。

最近では、若手が、特に60期以降の会員が会員数の半分以上になる。これからは60期以降の会員が、弁護士会を背負って立っていく、ほぼ中心になるわけです。そういう人たちが当会の役割をちゃんと認識してほしいし、その前提として、弁護士が弁護士会を支えるということは何かというと、弁護士自治を支えることだと。弁護士そのものが公的な立場、公共性を帯びていると思うんだよね。弁護士自治というのは会務参加義務とか会費納入義務とか、そういうのが支えています。弁護士自治そのものは、国民の人権や国民を守るための弁護士の役割を制度的に保障するものであり、弁護士の職務の独立性を担保するものです。そして、弁護士自治は、国民から負託されているものです。だから、若手の人もそういうものを認識しながら仕事をしてほしいし、会務にも参加してほしい。

ただ理念だけでなく、参加しやすい体制として、これからはZoomで委員会に参加できる。会館に来なくても参加できるから、どこか興味がある委員会にひとつ参加してちゃんと出る。それに出ることによって様々な弁護士の話を聞いてまた会議の理解も深まるし、自分の役割とかも理解できるだろうし。あと法律相談とかも、いろいろな企画でやっているでしょう。貧困であったり子どもだったり……いろいろある。それ自体が弁護士会、弁護士の役割だし、自分の収入になるものでもあるわけです。参加することによって自分も会務を支える役割を果たすことになる。あまり考

えてやるんじゃないくて、自然に弁護士会の中で一緒に活動してほしいし、参加してほしい。

また、当会の場合は各会派がしっかりとしていて、その中で研修や懇親会やいろいろな活動をしています。なるべく参加して人との交流、いわゆる仕事を離れて同輩や後輩、先輩と出会う機会を持てるし、当会の弁護士会の自治とかそういう部分の下支えしているのは会派ですので、会派の活動に参加する機会があれば参加してほしいなと私は思っています。

—— 若手に対するメッセージをお願い致します。

弁護士は公的な立場にあり、人助けだったり、社会の健全化や適正化のために役に立つと同時に自分が仕事で収入を得、生活する、という生業的なものとを併せ持っています。そういう意味では、弁護士は社会的役割を果たしながら自分のためにもなる仕事だから、それ自体を肯定的にとらえて、弁護士として堂々と仕事をしてほしいと。弁護士の仕事、それ自体が意味あることだから、今は努力をするというか、自分が頑張ればその分は何倍にもなって返ってくるから、まずは頑張してほしいなと思います。

会務とのバランスはやっぱり仕事为前提。まず自分が生活できる、自分の足元をちゃんと確立するというか、自分が弁護士として独り立ちできるというか、仕事ができる弁護士にまずはなるのが優先だから。そうしながら興味ある委員会にひとつは参加し、余裕ができれば、いろいろな委員会に積極的に参加すればいいと思います。

—— 今後の抱負についてお聞かせください。

抱負というか、自分も一会員として、先ほど言ったような弁護士自治について、きっちり弁護士会を支えるためにお手伝いをしようと思っていますけどね（笑）。

—— 本日はお忙しい中、ありがとうございました。

プロフィール とみた・ひでみ

1982年修習終了（34期）

東京弁護士会副会長（2005年、2006年）、裁判員制度センター副委員長（2014年～2019年）、会館委員会委員長（2018年）、司法研修所刑事弁護教官（1999年～2001年）、日本弁護士連合会副会長（2020年）